

介護老人保健施設プラチナ・ヴィラ小平
(介護予防)通所リハビリテーション 運営規程

第1条 (事業の目的)

医療法人徳寿会が開設する介護老人保健施設プラチナ・ヴィラ小平（以下「事業所」という。）が行う、（介護予防）通所リハビリテーション事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにおいては要支援状態）となった利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従い、可能なかぎりその居宅において、個人の有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

第2条 (運営の方針)

事業所は、（介護予防）通所リハビリテーション計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるように在宅ケアの支援に努める。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 事業所は、介護老人保健施設が地域の中核事業所となるべく、（介護予防）居宅介護支援事業所、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 事業所は、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「安心」して「安全」に過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

第3条 (事業所の名称及び所在地等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	介護老人保健施設 プラチナ・ヴィラ小平
開設年月日	2011年10月1日
所 在 地	東京都小平市鈴木町一丁目85番地1
電 話 番 号	042-349-3505
管 理 者 名	施設長 徳田 芳子
介護保険指定番号	1354380014 号

第4条 (従業者の職種、員数、及び職務内容)

事業所の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。（員数は常勤換算数）

- (1) 管理者 1 人

管理者は、通所リハビリテーションに携わる従業者の総括管理、指導を行う。
また、医師として利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう適切な指示を行う。

- (2) 理学・作業療法士/言語聴覚士 1人以上

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同して（介護予防）リハビリテーション実施計画書を作成するとともに必要なリハビリテーションを提供する。

- (3) 介護職員 6人以上

介護職員は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、（介護予防）通所リハビリテーション計画に基づき、看護の補助及び介護を提供する。

- 2 前項に定める者の他、必要に応じてその他の従業者を置くことができる。

第5条（従業者の勤務体制）

職種別勤務体制は、次のとおりとする。（常勤者については4週8体制とする）

早番： 8：00 ～ 17：00 介護職員
日勤： 8：30 ～ 17：30 医師/介護職員
理学・作業療法士/言語聴覚士

第6条（営業日及び営業時間）

事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	9時00分～17時30分
サービス提供時間	8時30分～16時30分（6～7時間）
	8時30分～11：00、13：00～16：00（2～3時間）

年末年始12月31日～1月2日は休業とします。

第7条（利用定員）

事業の利用定員は、1日70人とする。

第8条（事業の実施地域）

通常の事業の実施地域を以下の通りとする。

小平市全域及び近隣の市（東久留米市、小金井市、国分寺市）

第9条（事業の内容）

（介護予防）通所リハビリテーションは、（介護予防にあつては介護予防に資するよう）医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリテーションスタッフによって作成される（介護予防）通所リハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。

第10条（利用料その他の費用の額）

利用者負担の額を以下のとおりとする。

- （1） 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- （2） 前項に規定する利用料の他、次に掲げる費用を徴収する。

食費（材料費・調理コスト等含む実費相当額）教養娯楽費、日用品費、おむつ代、キャンセル費等、別に定める料金表により支払いを受ける。

第11条（衛生管理）

利用者の使用する事業所、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- 3 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

第12条（事業実施にあたっての留意事項）

事業所の利用にあたっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 飲酒は禁止する。また、事業所内全館禁煙とする。
- ・ 設備・備品の利用は、定められた場所で注意をもって正しく使用する。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、品物によって制限する。
- ・ 金銭・貴重品の管理は、やむを得ない場合を除き、本人、家族管理とする。
- ・ ペット類の持ち込みは、禁止する。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

第13条（従業者の服務規律）

従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務にあたっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意します。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

第14条（従業者の質の確保）

従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

第15条（従業者の勤務条件）

従業者の就業に関する事項は、医療法人徳寿会の就業規則による。

第16条（従業者の健康管理）

従業者は、この事業所が行う年1回の健康診断を受診すること。

第17条（非常災害対策）

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
 - (2) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
 - (3) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
 - (4) 防火管理者は、事業所従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底……随時
- 2 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

第18条（虐待防止に関する事項）

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市区町村に通報するものとする。

第19条（身体拘束その他の行動制限）

事業所はサービス提供にあたり、原則として利用者に対し身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。ただし、利用者または他の利用者の生命及び身体を保護するための緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

- 2 前項ただし書きの規定に基づき、緊急やむを得ない場合に身体拘束等の行為を行った場合には、事業所の医師がその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由を診療録等に記載することとする。

第20条（緊急時の対応）

事業所は、利用者が医師の医学的判断により診療が必要と認められる場合、後記の協力医療機関又は協力歯科医療機関又は他の専門的医療機関での診療を依頼することがある。

医療機関	病院名	公立昭和病院		
	住所	東京都小平市花小金井八丁目1番地1		
	診療科	内科・外科・脳外科・整形外科・泌尿器科・放射線科	入院設備	あり
歯科	病院名	社会福祉法人ハートフル記念会 ブライトデンタルクリニック多摩		
	住所	川崎市多摩区登戸3351-6		
	病院名	口腔リハビリテーション 多摩クリニック		
	住所	東京都小金井市東町四丁目44番地19		

- 2 利用者の健康状態が急変した場合等には、利用者の指定する緊急時連絡先に連絡します。

第21条（事故発生時の対応及び損害賠償）

事業所は、サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には利用者の指定する緊急時連絡先に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

- 2 事業所は、利用者に対するサービス提供により発生した事故等により利用者の生命、身体、財産等に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償します。ただし、その損害について、事業所の故意又は過失によらないときはこの限りではありません。
- 3 利用者の故意又は本契約における注意義務、もしくは事業所職員の正当な業務上の指示に違反して事業所の職員又は他の利用者の生命、身体、財産等に損害を及ぼした場合は、利用者及び契約者・保証人はその損害の賠償責任を負う場合があります。
- 4 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
- 5 前4項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

第22条（秘密保持及び個人情報保護）

事業所とその職員は、業務上知り得た利用者若しくはその家族等に関する機密情報及び個人情報については、利用者又は第三者の生命・身体の危機がある場合等、正当な理由がある場合を除き契約中及び契約終了後であっても第三者に漏らしません。

- 2 事業所は、職員が退職した後も、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の機密情報及び個人情報を漏らすことがないように、必要な措置を講じる。
- 3 事業所は、書面により利用者又はその家族の同意を得た場合は市区町村、（介護予防）居宅介護支援事業者との連絡調整等、その同意の範囲において個人情報を利用することができるものとします。

第23条（苦情処理）

事業所は、（介護予防）通所リハビリテーションにかかる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとします。

- 2 事業所は、（介護予防）通所リハビリテーションの提供に関し、市区町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市区町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市区町村が行う調査に協力するとともに、市区町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。
- 3 事業所は、提供した（介護予防）通所リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

第24条（その他運営に関する重要事項）

運営規程の概要、事業所従業員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、事業所内に掲示します。

- 2 （介護予防）通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人徳寿会の理事会において定めるものとします。
- 3 事業所は、適切な介護保険施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則

この運営規程は、2011年10月1日より施行する。

2013年1月1日改正

2013年5月13日改正

2016年4月1日改正

2017年4月1日改正

2017年9月1日改正

2018年7月1日改定

2018年11月1日改定

2018年12月1日改定

2019年12月1日改定

2020年 4月1日改定

2021年10月1日改正